

●●●●● 少額訴訟手続とは ●●●●●

★ 民事訴訟のうち、少額の金銭の支払をめぐるトラブルを速やかに解決するための手続です。

裁判所には定型訴状用紙や定型答弁書用紙を備え付けていますので、それらをご利用ください。

★ 少額訴訟の特徴

- ① 60万円以下の金銭の支払をめぐるトラブルに限って利用できる手続です。
- ② 原則として、1回の期日で双方の言い分を聞いたり証拠を調べたりして、直ちに判決を言い渡します。ただし、相手方が希望する場合などは、通常の訴訟手続に移ることもあります。
- ③ 証拠書類や証人は、審理の日にもその場ですぐに調べることができるものに限られます。
- ④ 裁判所は、訴えを起こした人の請求を認める場合でも、分割払、支払猶予、遅延損害金免除の判決を言い渡すことがあります。
- ⑤ 少額訴訟判決に対して不服がある場合には、判決をした簡易裁判所に不服(異議)を申し立てることができます。ただし、地方裁判所での再度の審理を求めること(控訴)はできません。

※ 少額訴訟判決等については、判決等をした簡易裁判所においても金銭債権(給料・預金等)に対する強制執行を申し立てることができます。

お問い合わせ先

ご存じですか？
簡易裁判所の
少額訴訟



少額訴訟の特徴

- ① 60万円以下の金銭支払請求に限る
- ② 審理は原則1回、直ちに判決言渡し
- ③ 証拠書類や証人は、審理の日に調べられるものに限る
- ④ 分割払や支払猶予の判決もできる
- ⑤ 少額訴訟判決に対する不服は異議申立てに限る

手続の流れ

